

令和8年度 若年層・女性向け魅力発信事業業務委託 仕様書

1. 業務名称

令和8年度 若年層・女性向け魅力発信事業業務委託

2. 業務目的

本業務は、本市が有する多種多様な地域資源を「ひとつ」に編み上げ、若年層・女性の感性に響く魅力発信冊子を制作し、首都圏での戦略的なプロモーション等を展開するものである。その土地の空気感が伝わる洗練された写真やデザインで本市の多面的な魅力を表現し、読者が自分らしい関わり方を想像できるような“余白”を残した一冊へと仕立て上げる。これにより直感的な関心を喚起し、本市との出会いの「入口」として機能させることで、認知の拡大、来訪やふるさと納税といった行動変容の促進、継続的な関係人口の創出を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和9(2027)年3月12日(金)まで

4. 提案上限額

5,209,600円(消費税及び地方消費税を含む)

5. 履行場所

那須塩原市内、東京都内ほか

6. 業務内容

目的達成のため、次のとおり業務を行うこととする。本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、市と協議しながら業務を進めること。

また、目的達成のため、効果的であると考えられる事業は積極的に提案すること。

a. 魅力発信冊子の企画・制作

i. コンセプト

若年層、女性をメインターゲットとし、感度の高いデザインと編集方針とすること。

ii. 編集方針

単なる施設やスペックの紹介にとどまらず、多種多様な地域資源や本市が掲げるパーパスを「ひとつ」に編み上げ、本市の多面的な魅力を表現すること。その土地の空気感が伝わる洗練された写真やデザインにより、読者が自分らしい関わり方を想像できる“余白”を持たせ、ターゲットの感性に深く響く統一された世界観の構成とすること。

iii. 仕様

ターゲットの利用シーン（女性のかばんに入れやすい、持ち歩きやすい等）や予算額を踏まえ、プロモーション効果が最大となる最適な冊子の仕様を提案すること。なお、提案にあたってはフルカラーを基本、最低発行部数を10,000部とし、提案書に具体的なサイズ、ページ数、発行部数、用紙の種類等を明記すること。

iv. 取材・撮影

クオリティ担保のため、ターゲットの感性に響く高品質な写真を使用すること。また、季節感や地域資源の魅力が最も引き立つ最適な撮影時期（現地口ケ）を提案すること。

v. 行動変容への仕掛け

誌面において、特産品や宿泊施設が「ふるさと納税」の返礼品であることを自然な形で訴求し、寄附や来訪への具体的な導線を設計すること。

b. 連動ノベルティの制作

- i. 冊子の世界観と連動したオリジナルノベルティを企画・制作すること。
- ii. 品目及び数量については、プロモーション効果が最大となるよう、ターゲットの関心を最も惹きつける最適なものを提案すること。

c. 首都圏プロモーション

- i. 首都圏での配布プロモーションを実施すること。
- ii. 市公式SNS（Instagram等を想定）において市が実施するプロモーション展開（プレゼントキャンペーン等）に関する企画・支援を提案すること。その際、ノベルティの効果的な活用方法や、ターゲット層に響くハッシュタグ等のルール設計など、市公式アカウントの認知拡大とフォロワー獲得を最大化するための最適な手法を提案すること。

7. 業務の進め方

- a. 受託者は、業務に先立ち業務内容及び実施体制、実施方法、スケジュール等の業務を迅速に遂行するために必要な計画を作成し、市の承認を得て業務を実施すること。
- b. 受託者は、進捗状況等を市に逐次報告するほか、必要に応じて市と打合せを行うこと。打合せを行った場合には、受託者において議事録を作成すること。
- c. 受託者は、市から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

8. 成果物

- a. 魅力発信冊子（最低10,000部 ※具体的な部数は提案による）
- b. ノベルティ

- c. 実績報告書（様式は任意）
※紙媒体及び電子データを提出すること。
※提出後に、不備等が発見された場合は、受託者の責任において訂正すること。
- d. 事業における制作物データ一式（完成冊子のPDFデータ又はWEB上で閲覧可能な電子ブック等のURL等）※各成果品の納品期日及び納品場所（各所への分割納品等）については、市と別途協議のうえ定めること。

9. 支払条件

業務完了後、精算払（1回）

10. その他

- a. 総括責任者の配置
 - i. 受託者は、本事業の実施に当たり、同種類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。
 - ii. 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。
- b. 業務及び結果等の管理
事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、市に提出すること。
- c. 権利等
 - i. 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権は、原則として完了検査をもって全て市に移転するものとする。ただし、受託者が有する既存の著作権（ブランドロゴや固有のデザインフォーマット等）に関わる場合や、自社の規定により著作権の譲渡が困難な場合は、提案時にその旨及び成果品の使用・二次利用に関する条件等を明示すること。
 - ii. 完成した冊子を市公式ホームページ等からWEB上で閲覧可能とすること（PDFデータの直接掲載、又は受託者が提供する閲覧用URLへのリンク等）について、使用許可条件や別途二次使用料等が発生する場合は併せて明示し、その費用を見積金額内に含めて提案すること。
 - iii. 第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- d. その他
 - i. 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
 - ii. 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
 - iii. 各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
 - iv. 本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、市が承諾した場合は、この限りでない。
 - v. 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは市と受託者が協議の上、定めることとする。

- vi. 上記にかかわらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

11. 担当及び問合せ先

那須塩原市企画部秘書課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

TEL：0287-62-7108

MAIL：hisho@city.nasushiobara.tochigi.jp